

社会保険等に加入していることを証明する資料

添付書類名	説明
<p>【雇用保険加入の有無】 直近の雇用保険領収書及び労働保険概算確定保険料申告書（写）又は保険料納入証明書</p> <p>新規加入のため保険料の納付実績が無い場合：雇用保険適用事業所設置届事業主控（写）等保険加入を証明する書類</p>	<p>都道府県労働局又は雇用保険の手続きを行った公共職業安定所等が発行したものです。</p> <p>社会保険等（雇用保険・健康保険及び厚生年金保険）に加入義務のない場合は、届出書を提出してください。</p>
<p>【健康保険加入の有無】 直近の納入告知兼領収書（写）又は保険料納入証明書</p> <p>新規加入のため保険料の納入実績が無い場合：健康保険適用事業所関係事項確認（申請）書等保険加入を証明する書類</p>	<p>健康保険組合、日本年金機構又は事業者が所在する地域を管轄する年金事務所等が発行したものです。</p> <p>社会保険等（雇用保険・健康保険及び厚生年金保険）に加入義務のない場合は、届出書を提出してください。</p>
<p>【厚生年金保険加入の有無】 直近の納入告知兼領収書（写）又は保険料納入証明書</p> <p>新規加入のため保険料の納入実績が無い場合：厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書等保険加入を証明する書類</p>	<p>日本年金機構又は事業者が所在する地域を管轄する年金事務所等が発行したものです。</p> <p>社会保険等（雇用保険・健康保険及び厚生年金保険）に加入義務のない場合は、届出書を提出してください。</p>

雇用保険：雇用保険法により、労働者を一人でも雇用する事業主は、全て加入するように義務づけられています。

健康保険及び厚生年金保険の加入：法人及び個人事業所でも常時5人以上の従業員がいる場合には、サービス業の一部を除いて原則として加入が義務づけられています。

雇用保険・社会保険に関するお問い合わせ先（参考）

【雇用保険加入について】

公共職業安定所（ハローワーク八王子） 八王子市子安町1-13-1 電話 042-648-8609(代)

【健康保険及び厚生年金保険の加入について】

八王子年金事務所 八王子市南新町4-1 電話 042-626-3511(代)